

関西生コン業界注視の「仮処分裁判」が結審! 大阪広域協に対し、「地位保全・買取」命令!

私たち「経営者会」に加入している株式会社ティーワイケイ高槻生コン社(以下、TYK高槻)は、本年2月9日付で大阪広域生コンクリート協同組合(以下、大阪広域協)の中小企業等協同組合法を無視した不当な割付け差別に対して、大阪地裁に

仮処分命令の申立を行っていました。

約4ヶ月にわたる審議が終り、本日(6月21日)大阪地裁から大阪広域協に対して命令書が出されました。その内容はTYK高槻の主張をほぼ全面的に認めたもので、次の4点が、その内容の柱となっています。

大阪地裁最終処分命令の要点

1. TYK高槻を大阪広域協から除名した決議は無効。

大阪広域協はTYK高槻が連帯労組の支援協力を受け経済産業省等に陳情した行為が「大阪広域協の生コンクリート協同販売事業を妨げ又は妨げるおそれのある行為といえる」とし、除名理由があると主張。しかし、裁判所は「TYK高槻が連帯労組と一定の関係があることをもって直ちに大阪広域協の共同事業を妨げ、又は妨げようとしたものと評価できるものではない」として大阪広域協の主張を採用しませんでした。

2. TYK高槻が大阪広域協の組合員たる地位、継続的商品売買契約上の地位を有する。

除名決議が無効であることから、当然「TYK高槻は大阪広域協の組合員たる地位、継続的商品売買契約上の地位にある」ことが仮に定められました。TYK高槻も大阪広域協の組合員として大阪広域協の定款、その他諸規定に基づき平等に扱えということです。

3. 大阪広域協の組合員は、大阪広域協に対しその定款、諸規定を遵守するよう請求する権利がある。

この権利には組合員が大阪広域協に対し割当て、割り付けを組合員のシェアに応じて公平に行うことを求める権利も勿論含まれます。大阪広域協は、「割当て、割り付けについては大阪広域協の裁量に委ねられ、組合員に具体的な割当て、割り付けをする義務はない」と主張しましたが裁判所は具体的な権利が組合員にはあると判断しました。

4. TYK高槻には平成29年12月12日(連帯労組のストライキ初日)から平成30年4月3日(TYK高槻が大阪広域協に除名された日)までの間に割当て割り付けを減少、停止される理由はない。

大阪広域協はTYK高槻が連帯労組に協力的であったことから公平の観点から割当て、割り付けを減少、停止される理由があった等と主張しましたが、TYK高槻と連帯労組の関係からそのような理由は認めることはできないと判断されました。

大阪広域協に仮処分命令の早急な実行と、 協同組合の理念に立ち返った公平な運営を強く求めます!!

私たち、経営者会は大阪広域協が仮処分命令に従い、「地位保全・買取」命令をすみやかに実行する事を求めます。併せて、大阪広域協には協同組合の精神・理念を踏みにじるような独善的運営を改めると共に、

今回の命令書の内容を真摯に受け止め、「相互扶助」を定めた中小企業等協同組合法の精神に乗っ取った「公平」かつ「平等」な協同組合運営を行なう事を強く求めます。

私たち「経営者会」は 正式名称は「一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会」。生コンクリート業界の健全な発展と正常な労使関係の確立を目指して設立。

大阪兵庫地域の生コンクリート関連業界の構造改革事業実施に伴う諸問題を解決するため、調整などの事業を行う団体です。
会員相互の啓発と扶助、連携と結束の強化に

よって、会員各社の安定と発展、ならびに公共の福祉に寄与すること目的にさまざまな活動を続けています。

詳細は
次号